

法人等の市民税の更正の請求書

提出用

令和 年 月 日		法人番号			
(宛先) 高槻市長		国の税務官署 の更正年月日		年 月 日	
所在地			更正の請求をする事業年度分の最終申告書提出年月日		
法人名			申告 区分	年 月 日	
代表者名			経理責任者 氏 名	Tel ()	
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分について、下記のとおり更正の請求をします。					
摘 要		更正の請求前	更正の請求後	差 引 額	
法人税法の規定によって計算した法人税額	①	円	円	/	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②				
還付法人税額等の控除額	③				
退職年金等積立金に係る法人税額	④				
課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	⑤	,000	,000		
分割基準 全従業者-高槻市分	⑥	- 人	- 人		
分割法人の課税標準となる法人税額 ⑤÷全従業者×高槻市分	⑦	,000	,000		
税率 (※下記参照)	⑧	%	%		
法人税割額 ⑤又は⑦×⑧	⑨	00	00		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑩				
外国の法人税等の額の控除額	⑪				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫				
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬				
差引法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬	⑭	00	00		
均等割	事務所等を有していた月数	⑮	月	月	円
	均等割額 円×⑮÷12	⑯			
法人市民税額 ⑭+⑯		⑰	円	円	円
更正の請求をする理由			還付を受けようとする金融機関及び支払方法		
			銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		

※事業年度開始日が平成 26 年 9 月 30 日以前の場合は 14.7%、平成 26 年 10 月 1 日以後は 12.1%、令和元年 10 月 1 日以後は 8.4%と記入してください。

(添付書類)

- 法人税額について国の税務官署の更正等を受けたことともなう市民税法人税割にかかる更正の請求は、「法人税の更正の通知書等」の写を添付してください。
- この更正の請求に関連する法人税の申告書がある場合は、その写を添付してください。